|  |  |
| --- | --- |
| 労働保険番号 | 都道府県　 所掌 管轄 　　 基幹番号 　 枝番号 被一括事業場番号 |
| 法人番号 |  |

 様式第９号（第16条第１項関係）

時間外労働

休日労働

に関する協定届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 協定の有効期間 |
|  |  | 〒（電話番号：　　　　　　　　） |  |
| 時間外労働 |  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数満18歳以上の者 | 所定労働時間（１日）（任意） | 延長することができる時間数 |
| １日 | １箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） | １年（①については360時間まで、②については320時間まで） |
| 起算日(年月日) |  |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） |
| ①下記②に該当しない労働者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働 |  休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数満18歳以上の者 | 所定休日（任意） | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 　上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。[x] （チェックボックスに要チェック）　 |

協定の成立年月日　　　　令和 　 年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名氏名 | 　　 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。[x]

（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によ

る手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。[x] （チェックボックスに要チェック）

　　　　　　　　　　　　令和 　 年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者 | 職名氏名 |  |
| 　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

様式第９号の４（第70条関係）

に関する協定届

時間外労働

休日労働

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　の　種　類 | 事　業　の　名　称 | 事　業　の　所　在　地（電話番号） |
|  |  | 　（電話番号：　　　　　　　　　　） |
|  | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 所定労働時間 | 延長することができる時間数 | 期間 |
| １日 | １日を超える一定の期間（起算日） |
|  |
| 1. 下記②に該当しない労働者
 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満18歳以上の者） | 所定休日 | 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻 | 期間 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

協定の成立年月日　　　　令和 　 年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の | 職名氏名 | 　　 |

　協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　　　　　　　　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。[x]

（チェックボックスに要チェック）

　上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によ

る手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。[x] （チェックボックスに要チェック）

　　　　　　　　　　　　令和 　 年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者 | 職名氏名 |  |
| 　　　　　　　　 | 労働基準監督署長殿 |

（別添）

**時間外労働及び休日労働に関する協定書**

　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　は、労働基準法第36条第１項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（１週40時間、１日８時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ１日８時間、１週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週１日又は４週４日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第１条　甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第２条　甲は、就業規則第　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数（満18歳以上の者） | 延長することができる時間 | 期　間 |
| １　日 | １日を超える一定の期間（起算日） |
| １箇月 | １　年 |
| （　　　　） | （　　　　） |
| ①　下記②に該当しない労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| ②　１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第３条　甲は、就業規則第　条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 従事する労働者数（満18歳以上の者） | 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻 | 期　間 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |

２　自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める１箇月についての拘束時間及び１日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第４条　前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第５条　甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、２日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第６条　第２条の表における１箇月及び１年の起算日並びに第３条の表における２週及び４週の起算日はいずれも令和　年　月　日とする。

２　本協定の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

令和 　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印